

令和6年5月22日

報道機関各社 御中

| | |
|------|---------|
| 連絡先 | |
| 課係名 | 高齢者支援課 |
| 電話番号 | 53-4368 |

1. 発表事項

「住民主体型訪問サービス事業補助金」の交付を開始します。

2. 概要

高齢者のちょっとした生活の困りごとを助け合うため、地域住民が運営する団体の生活支援サービス活動に対して「運営補助金」を交付し、支援します。

3. 交付対象

「住民主体型訪問サービス事業」を運営する団体として登録し活動する団体

4. 開始時期

令和6年6月1日から

5. 補助対象金額

- ・基準額 上限月額1万円
- ・加算額 活動エリア加算（上限月額 10,000 円）
利用者人数加算（上限月額 10,000 円）

6. 補助対象経費

利用者へのサービスに係る事務費及び経費（物品購入費、印刷費、交通費等）
コーディネーターに係る人件費等

7. その他

別添資料を参照してください。